

保護者の皆様へ

インフルエンザに感染した後の再登校時の手続きについて

時下、保護者の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、医療機関でインフルエンザと診断を受けた場合、再登校する際には、保護者の記入による「健康観察記録表」を提出していただいていたのですが、12月から下記のとおり変更いたします。

つきましては、内容をご確認いただき、再登校時には確実に手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、今回のお知らせは、医療機関でインフルエンザと診断を受けた場合、再登校時の保護者の記入による「報告書」の取り扱いについてのみであり、医師の指示による再受診の必要の有無については必ず医師にご確認ください。

また、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症以外の感染症等の出席停止の扱いについてはこれまでどおり再登校時には医師の記入による「証明書」が必要になります。

記

